

熊本県熊本地方を震源とする地震にかかる農業技術センター及び畜産技術センター分析等の手数料減免の取り扱いについて

農林水産部

(目的)

1. 産業技術センターにおいては、熊本県熊本地方を震源とする地震の影響により被災地公設試験研究機関において性能試験や測定等が出来ない状況の中、産業技術連携推進会議事務局からの要望(※)があり、その要望の趣旨が適当であると認められるとして、使用料等減免措置を講ずることとした。

農業関係試験研究機関である農業技術センター及び畜産技術センターにおいても、同様の対応をとることが適当であると認められることから、産業技術センターと同様に、以下の規定により分析等の手数料の減免措置を講じるものとする。

(根拠条例)

島根県農業技術センター分析等手数料条例(以下「農技条例」)第3条

島根県畜産技術センター分析等手数料条例(以下「畜技条例」)第3条

※要望の趣旨

全国の公設試験研究機関が連携して、被災公設試験研究機関が利用できない企業を、積極的に受け入れるとともに、被災地企業が利用しやすい環境の整備に努めること

(対象者)

2. 公設試験研究機関の被災により、農畜産業に関する各種の分析や飼料の分析等ができない被災地企業等。

(減免内容)

3. 県内企業等と同額に減免する。

【参考：農技条例第2条、畜技条例第2条抜粋】

次の各号のいずれにも該当しないときは、その手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

(1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有するものであるとき。

(2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

(被災地の定義)

4. 熊本県とする。

(適用期間)

5. 平成28年度